

広報とやま 令和5年(2023年)3月5日号掲載

くらのしの情報あれこれ

宅配便業者を装ったSMSに注意しましょう



【相談例】

スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと判明した。数力月前に「荷物を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに、不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。

【アドバイス】

- SMS（ショートメッセージサービス）は、携帯電話番号を使ってメッセージのやり取りをするサービスです。宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMSに、偽サイトに誘導するためのURLが記載しており、アクセスすることにより、自分のスマホが不正利用されてしまう被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。宅配便業者のホームページなどで、正式なサービスか、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047